

(14) 学校における犯罪被害児童生徒への 的確な対応のための施策の促進

文部科学省において、虐待を受けた子どもへの対応に関して、養護教諭の資質向上を図るための研修会を実施した。また、児童虐待に関して「養護教諭のための児童虐待対応の手引き」を作成し、今後、全国の教育機関へ配布する予定である。本手引書により、養護教諭が児童虐待に対する知見を深め、児童虐待の早期発見、早期対応が可能となることが望まれる。

(15) 犯罪被害者等に関する個人情報の保 護

警察庁において、犯罪被害者等の実名発表・匿名発表について、引き続き適切な発表がなされるよう、都道府県警察の担当課長などを招致した全国会議などを通じて、都道府県警察を指導している。また、犯罪被害者の実名発表・匿名発表をテーマとした各県の報道責任者からの申入れに対して、警察本部長などが警察の考え方を説明する懇談を、平成19年6月末現在、36の県で実施しているほか、都道府県警察本部の幹部と報道機関との勉強会などを随時実施している。

(16) 犯罪被害者等に関する個人情報の保 護に配慮した地域における犯罪発生状 況等の情報提供の実施

都道府県警察において、ホームページを開設し、犯罪発生的情勢や不審者に係る情報などの防犯情報を掲載するとともに、ホームページ内の防犯情報コーナーへのアクセスが容易となるよう、トップページに明示的にリンクを掲げるなど、直接アクセスできるような工夫を行っている。また、防犯対策に係る冊子やチラシ、防犯対策に係るビデオをホームページに掲載している。

ホームページ以外での情報提供については、都道府県警察において、携帯電話やパソコンのメール機能を活用して、あらかじめ登録した住民に犯罪発生状況や不審者（声かけ）情報などの身近な情報を発信する取組が行われている。また、一部の都道府県警察では、地元テレビやラジオを通じて、定期的な情報を提供する体制を構築したり、新聞の折込みチラシなどを活用した情報提供を行っている。

(17) 交通事故の実態及びその悲惨さにつ いての理解の増進に資するデータの公表

警察において、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進のため、交通事故分析に基づく事故類型や年齢層別の様々なデータの公表を実施し、その実態などについての周知を図っている。